

恵庭のくらし

第80号 2009年12月11日発行

恵庭消費者協会

〒061-1414 恵庭市漁町21番地

TEL・FAX 0123-32-8191

♪ 牛乳料理と会員のつどい ♪

恒例の『会員のつどい』です。牛乳を使ったバラエティ料理をみんなで楽しく作りましょう！満腹した後は楽しいパーティ。きっと他の会員さんとも話がはずみますよ。是非ご参加下さい。お待ちしております。

日時： 1/16（土） 10:00～15:00

場所： 市民会館 地下調理室
2F 会議室

会費： 200円（当日集めます）

受付： 12/14（月）～1/12（火）

※当日は会費の他にエプロンと三角巾、マイ箸を持参してください。



『えにわ☆食・農交流フェスタ』参加者募集！

恵庭産の食材を使った料理を味わいながら、農家の皆さんと交流しませんか。
参加無料です。ふるってご参加ください。

☆日時：平成22年2月27日（土）12:00～15:00

☆会場：キャスル恵庭（恵庭市柏陽町1-20-1 TEL 0123-33-1919）

☆内容：① 恵庭産農畜産物を使った料理の試食会

② 食と農に関する講演会

（講師：キャスター・慶応義塾大学大学院教授 林 美香子さん）

③ 食・農交流トーク（地産地消の事例紹介など）

☆主催：恵庭市、恵庭市地産地消推進協議会

☆交通：無料送迎バスをご利用ください。（11:30 市民会館ロビー集合）

☆参加申込：恵庭消費者協会（平成22年1月29日（金）まで。30名先着順）

商品試買量目調査行なう

11月30日（月）市内全域の大型スーパーなど9店舗より購入してきた生鮮食品の量目調査を行いました。生鮭、豚肉、鶏肉、たらこ、まぐろ、長芋などの六品目を北海道計量協会の指導のもとに、量りました。調査の結果1店舗に正量不足5～6%の商品がありましたが、適正に計量されていました。



量目はどうかしら？

電気のこといろいろ聞きました

ほくでんとの懇談会終了！

ほくでんとの懇談会が11月9日（金）市民会館で21名が参加して行われました。先ず初めに全道的に拡がっているほくでんの社員になりすました不審者情報の話がありました。修理、点検、代金の請求など詐欺の手口は様々です。訪問された時は、身分証明書の提示を求め不審な点があれば会社に連絡して確認してくださいとの事でした。

今年11月1日より始まった太陽光発電の買い取り制度などの説明を受け、その後活発な意見交換が行われました。



悪質業者の勧誘に注意！

悪質な勧誘で太陽光発電装置の訪問販売をする業者が現れ被害が拡がっています。甘い言葉には注意しましょう。

また、行政刷新会議の事業仕分け（11月27日現在）では来年度の設備取り付けのための補助金の予算計上は見送りと判断されました。利用をお考えの方は確認をしっかりとしましょう。

*内容に関する問合せ先

経済産業省資源エネルギー庁

電話 03-3501-1511

環境のためにはクリーンエネルギーが大切

消費リーダー講座を修了して

石谷恭子

約一ヶ月半に及ぶ講座を終えて正直ホッとしています。毎週月曜日から金曜日、10時から15時までの講義で久しぶりに学生気分を味わいました。初めの内は毎日あと何日と指折り数えていましたが、中盤を過ぎた頃からもっと勉強したいと思うようになりました。以前は新聞やテレビで消費者問題を取り上げていてもただ聞き流していましたが、今は関心を持ってしっかり見えています。自分自身の意識が変わったのだと思います。

世の中では相変わらず様々な詐欺事件が手を変え品を変え、どんどん進化しています。また、食品の安全性も問われています。「うかうかしてられない」というのが実感です。

今後は微力ですが協会の皆さんと一緒に活動していきたいと思います。



長い間お疲れ様でした。講習で自分の意識が変わるほどの沢山の勉強をされたことと思います。今後はその知識を協会の活動に生かして活躍して下さい。

12月1日より訪問販売のルールが変わりました

.....主なものを紹介します.....

再勧誘は禁止です！！

訪問販売業者は、一度商品の購入を拒否された場合は、同じ商品を再び勧誘することはできません！



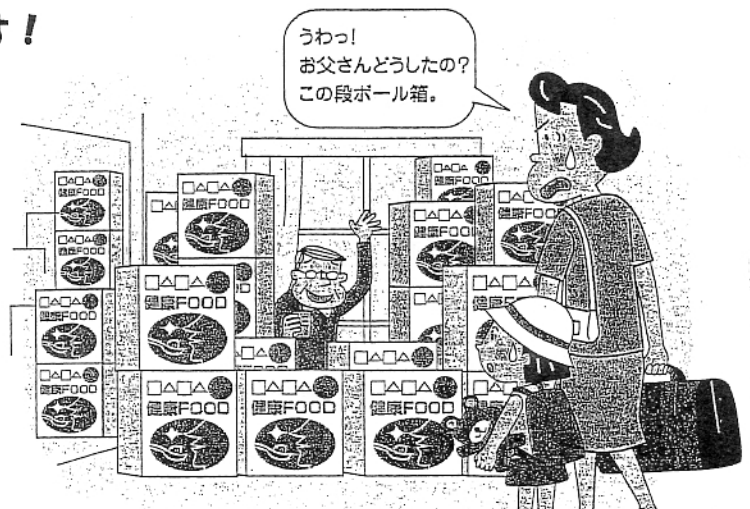
すべての商品・役務がクーリング・オフ対象です！

契約書を受け取った日から8日以内であれば、訪問販売などで購入した商品は、一部の商品をのぞいて、原則すべての商品と役務がクーリング・オフできます。(生鮮食品・車など除外されるものもあります。)



過量販売・次々販売は取り消しできます！

訪問販売で日常生活に通常必要とされる量を大幅に超えて商品を購入した場合、契約日より1年間は契約を解除できます。



クレジット契約でも、お金は戻ってきます！

数ヶ月後に勧誘時の商品等の説明にうそや過量販売が判明した場合、その支払いのために結んだクレジット契約を取り消すと既に支払った金額も返還の請求ができます。



お知らせ

「いいません！」とはっきり断ろう

電話勧誘で、ついつい相手の話に引き込まれ「買わなくても良いから見本を送るのを見て欲しい」と言われ承諾してしまいました。送られてきた見本の商品には請求書も一緒に送られてきた。買うと言ったわけではないのに何でこうなるの？会社に契約した覚えはないと抗議の電話をかけなければならぬし、クーリング・オフのハガキも出さなければならない。

こうならないために「ことわる勇氣」が大切です！

こんな相談が相次ぎありました！

出会い系サイトの高額請求

悪質な SNS や出会い系サイトに会員登録してメール交換をするとクレジット会社からドル立て換算で高額な代金を請求されます。悪質サイト運営者とクレジット会社の間には、さらに決済代行会社が存在して請求の仕組みを複雑にしています。興味本位でサイトの中に入らないようにしましょう。

短期間でも知らないうちにポイントを買わされ、後で100万円以上を請求されることもあります。困ったときは当協会に相談してください。

協会のうごき

10/1(木) リーダー講座再研修 (札幌)
 特定商取引法説明会 (札幌)
 10/4(日) 住宅瑕疵担保講演 (札幌)
 10/8(木) リーダー講座再研修 (札幌)
 10/9(金) 理事会
 10/14(水) 第9回石けん作り
 地域行政支援セミナー (札幌)
 10/15(木) 〃
 10/16(金) 出前講座 (島松)
 10/22(木) 出前講座 (白樺会館)
 10/23(金) 第10回石けん作り
 10/30(金) 相談員研修

11/2(月) 出前講座 (恵み野憩いの家)
 11/6(金) 理事会
 ほくでん懇談会
 11/8(日) 出前講座 (島松公民館)
 〃 (夢創館)
 11/11(水) 消費者協会代表者会議 (札幌)
 11/14(土) 出前講座 (島松公民館)
 11/26(木) リーダー研修講座 (札幌)
 11/30(月) 相談員研修
 商品試買量目調査



市内燃料価格 (税込 1㍲/円)

調 査	灯 油 9 店 舗			ガソリン 9 店 舗		
	高 値	安 値	平 均	高 値	安 値	平 均
21・12	71	66	68.1	127	121	125.1

※「恵庭のくらし」について、ご意見・ご要望をお寄せください。